

令和6年度 清須市地域防災計画の修正について

1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 地域防災計画修正の根拠

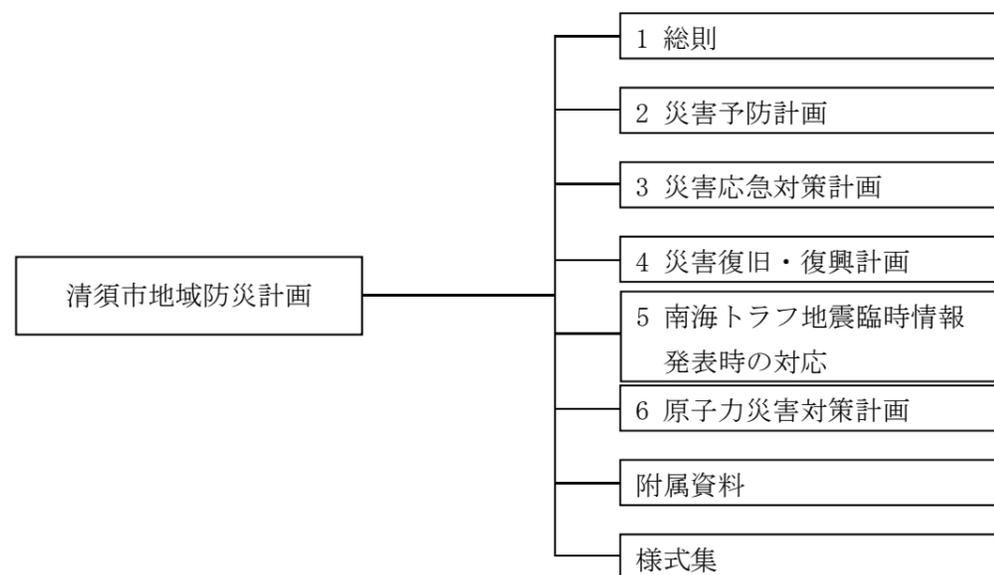
- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和2年7月豪雨において、全国各地で記録的な大雨となり、九州南部、九州北部、東海及び東北の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えました。球磨川や筑後川などの大河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等により、死者82名、行方不明者2名など、極めて甚大な被害が広範囲で発生しました。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなり、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、電気、ガス及び水道などのライフラインに大きな被害が出ましたが、その中でも特に、水道が復旧するまでに多くの時間を要しました。
⇒ 近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。
- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和6年5月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。
⇒ そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行いました。

4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、防災関係機関等が対応をとれる体制を確保するための計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

令和6年度 清須市地域防災計画の修正について

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

I 避難所の指定・整備等について

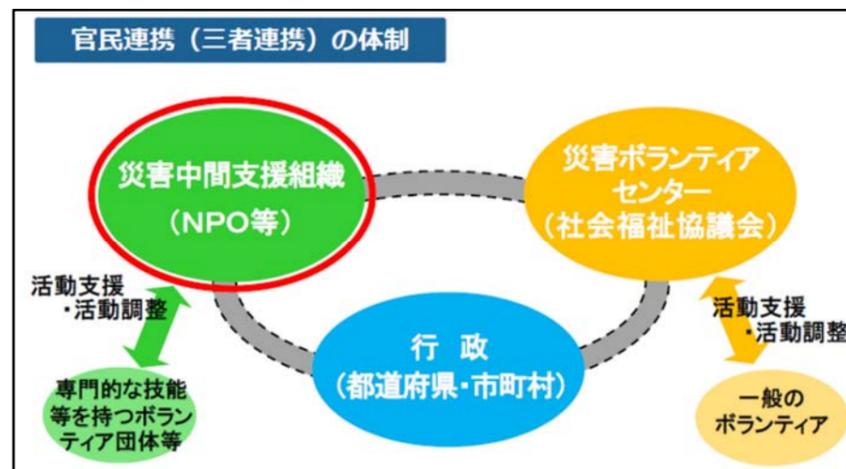
⇒災害応急対策計画で記載されていた「福祉避難所」の記載内容を、災害予防計画での記載に変更するとともに、これまでの記載内容に加えて、より詳細な文言に修正した。

<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第9章 第1節 避難所の指定・整備 P 8 6
- 災害応急対策計画（風水害） 第9章 第2節 要配慮者支援対策 P 2 1 5
- 災害応急対策計画（地震） 第10章 第2節 要配慮者支援対策 P 4 0 5

II 災害中間支援組織に係る修正について

⇒災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記した。

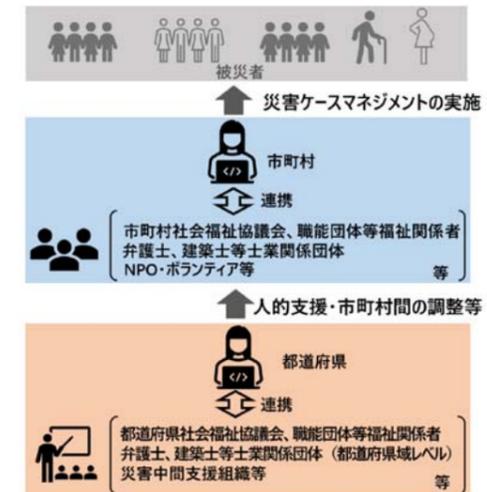


<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 P 3 4
- 災害応急対策計画（風水害） 第4章 第4節 ボランティアの受入れ P 1 7 6
- 災害応急対策計画（地震） 第4章 第4節 ボランティアの受入れ P 3 5 7

III 災害ケースマネジメントについて

⇒市及び県が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記した。



<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第9章 第3節 要配慮者支援対策 P 9 2
- 災害復旧・復興計画 第5章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 P 4 8 1

IV その他の修正について

◆南海トラフ地震臨時情報発表に伴う体制について

⇒令和6年8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報に伴う市の体制を明確化するため修正した。

<主な修正箇所>

- 災害応急対策計画（地震） 第1章 第2節 非常配備体制 P 3 0 5

◆組織改編に伴う修正について

⇒令和6年4月1日付けの組織改編によって所掌事務が変更となったため修正した。

<主な修正箇所>

- 災害応急対策計画（風水害） 第1章 第2節 非常配備体制 P 1 1 9～P 1 2 4
- 災害応急対策計画（地震） 第1章 第2節 非常配備体制 P 3 0 9～P 3 1 4
- 原子力災害対策計画 第1章 第2節 非常配備体制 P 5 1 6～P 5 2 1